

## 青森県個人情報保護審査会の答申（平成20年10月31日付け答申第6号）の概要

### 1 件名

条件評定に基づく正式採用を行うか否かを判定する会議に関する文書に係る保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

### 2 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成20年4月9日付け指令第49号による保有個人情報一部開示決定のうち、「△△（条件附採用者）〇〇を正式採用しないことについて」に係る職員の分限懲戒審査会（以下「分限懲戒審査会」という。）の会議録について不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

### 3 経緯

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 保有個人情報開示請求 | 平成20年3月26日 |
| (2) 一部開示決定     | 平成20年4月9日  |
| (3) 異議申立て      | 平成20年5月9日  |
| (4) 諮問         | 平成20年6月3日  |

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件異議申立てに係る対象保有個人情報は、分限懲戒審査会の会議録（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

#### (2) 本件対象保有個人情報の存否について

##### ア 不存在の態様について

(ア) 実施機関は、理由説明書において、本件対象保有個人情報を作成していなかった旨を述べている。

(イ) そこで、当審査会が実施機関に対し、実施機関が保有する、分限懲戒審査会の結論及びその理由を記載した起案書及び当該審査会に供された資料一切が綴られたファイルの提出を求めたところ、「条件附採用者に係る分限処分関係綴」との標題が付されたファイルの提出があり、当審査会において実際にファイルを見分したところ、本件対象保有個人情報は、当該ファイルには存在しなかった。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を作成していなかったと主張することについて、以下、検討する。

##### イ 検討の経過

(ア) 当審査会は、理由説明書に記載された事項について、さらに詳しく事情を聴取する必要があると考え、分限懲戒審査会の性格、分限懲戒審査会の会議録等の作成状況、庁内職員である個々の委員の発言内容まで記録する必要性がないと考えている理由等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面又は口頭説明聴取において、分限懲戒審査会は専決権者である□□の処分内容の決定を支援する打合せ会議としての性格を有すると認識している、今まで分限懲戒審査会の会議録等は一切作成していない、分限懲戒審査会の一つの意思形成の過程の会議としてとらえている、また、分限懲戒審査会は、各委員が自由な意見を発言することができる場として考えており、各委員が様々な意見を発言しながら進めていくということで、あえて会議録や記録を作成していない旨を述べている。

- (イ) また、当審査会は、実施機関が本件対象保有個人情報を作成していなかったにもかかわらず、理由説明書に分限懲戒審査会の審査時間及び審査の結果を記載することができた理由について説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、分限懲戒審査会の審査時間については、担当のスケジュール予定表による旨を、また、当該審査会の審査の結果については、主に△△からの具申書による旨を述べている。
- (ウ) さらに、当審査会は、実施機関に対して、上記アの(イ)の「条件附採用者に係る分限処分関係綴」中に、分限懲戒審査会の開催に係る文書（分限懲戒審査会の開催の意思決定に係る起案文書、開催通知、開催日時、場所及び出席者の記録等をいう。以下同じ。）が綴られていない理由について説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、分限懲戒審査会の開催についてはすべて口頭により行っているためである旨を述べている。
- (エ) なお、当審査会は、実施機関に対して、分限懲戒審査会の会議の録音の有無についても説明を求めたところ、実施機関は、口頭説明聴取において、分限懲戒審査会の会議の録音は一切行っていない旨を述べている。
- (オ) これらのことからすると、実施機関は、分限懲戒審査会の各委員が自由な意見を発言することができるようにするため、あえてこれまでに分限懲戒審査会の会議録や会議録に類する記録を作成したことがないものと考えられる。
- また、実施機関は、分限懲戒審査会の開催に係る文書も作成しておらず、分限懲戒審査会の会議の録音も行っていない。
- さらに、職員の分限懲戒処分取扱要項には、分限懲戒審査会の会議録等の作成を義務付ける旨の定めはないところである。
- このような状況を踏まえると、本件対象保有個人情報を作成していないとの実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、また、実施機関の会議録を作成していないとの主張を覆し、本件対象保有個人情報の存在を推認させるような特段の事情も認められない。
- したがって、実施機関は、本件対象保有個人情報を作成していないと考えるのが相当である。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象保有個人情報を保有していないと認められるので、2のとおり判断する。

### (4) 付言

当審査会が、実施機関に対し、今後の分限懲戒審査会の記録の作成について説明を求めたところ、実施機関は口頭説明聴取において、分限懲戒審査会がいつ開催されて、どういう者が出席して、どういう結論が出されたという記録は、作成する必要があると考える旨を述べている。

当審査会としても、分限懲戒審査会が、条件附採用者を正式採用しないことについて慎重かつ公正に行う必要があるとの理由から開催されたものであるとすれば、実施機関において、少なくとも、その開催日時・場所、出席者、議事の概要及び結論を記録した文書が作成されることを望むものである。